

EN-S-019: 廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替

【削減方法】

- 熱源設備、発電設備、コージェネレーションにおいて廃棄物由来燃料を使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する。

【適用条件】

- ① 廃棄物由来燃料又は発電された電力が、化石燃料又は系統電力等を代替すること。
- ② 廃棄物由来燃料で生産した熱又は電力の全部又は一部を自家消費すること。
- ③ 原料となる廃棄物は未利用の廃棄物であること、日本国内で発生したものであること。
- ④ 廃棄物由来燃料はRPF、RDF、再生油、廃プラ由来の油・ガスであること、技術規格を満たすこと。
- ⑤ 設備導入を伴う場合、当該設備に対応する方法論の適用条件を満たすこと。

【ベースライン 排出量の考え方】

- プロジェクト実施後に対象設備に投入される熱量を、廃棄物由来燃料ではなく、それまで使用していた化石燃料から得る場合に想定されるCO2排出量。

【主なモニタリング項目】

- プロジェクト実施後の廃棄物由来燃料の使用量及び原料となる廃棄物量
- プロジェクト実施後の廃棄物由来燃料の単位発熱量
- プロジェクト実施後の運搬、燃料化处理等に使用される化石燃料使用量及び電力使用量
- 設備導入を伴う場合、ベースライン設備及びプロジェクト設備のエネルギー消費効率

【方法論のイメージ】

